

前科による資格制限の在り方の検討のためのニーズ調査の方法

【調査対象】

- 1 少年院在院者のうち、令和3年7月30日時点で処遇段階が1級であり、18歳以上の者全員
- 2 同年7月27日から8月26日までの間に保護観察処分となった者のうち、初回面接時に18・19歳の者全員
- 3 少年院において、社会復帰支援又は職業訓練を担当する法務教官
- 4 保護観察所において、成人及び少年の保護観察を実施する保護観察官
- 5 更生保護就労支援事業所において、就労支援に携わる職員

【調査方法】

質問紙（アンケート）により実施

【主な質問事項】

1 少年院在院者

1	少年院で取った資格や免許について	選択
2	これまでに取った資格や免許について（少年院在院中に取得した資格等を除く）	自由記載
3	今後（例えば、10年程度）取ろうと考えている資格や免許について	選択
4	これまでに働いたことがある仕事について	自由記載
5	仕事をする上で、有利だったと思う資格や免許について	選択
6	資格や免許を持っていないことによって、仕事に就くことができなかったことについて	選択
7	今後、働いてみたい仕事について	自由記載

※1については、少年院で取得可能な資格のリストから選択

※3、5及び6については、「ハローワークインターネットサービス-免許・資格コード一覧」を基に、法務省において作成したリストから選択

2 保護観察処分少年

1	今後、取りたい資格や免許について	自由記載
2	今後、働いてみたい仕事について	自由記載
3	これまでに取った資格や免許について	自由記載
4	これまでに働いたことがある仕事について	自由記載
5	仕事をする上で、有利だったと思う資格や免許について	自由記載
6	資格や免許を持っていないことによって、仕事に就くことができなかったことについて	自由記載

3 法務教官、保護観察官及び更生保護就労支援事業所職員

1	資格や免許を有していないことや前科による資格制限などにより、就労上の支障となった事例について	自由記載
2	就労する場合に有利に作用した事例について	自由記載
3	就労を促進するため有用と考える資格等について	自由記載
4	改善更生に資すると考える資格等について	自由記載

【回答結果】

調査対象	回答数
少年院在院者	263
保護観察処分少年	134
法務教官	94
保護観察官	602
就労支援事業所職員	69
合計	1,162